

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－法制局、大蔵、通産、対策庁－(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 各省庁現地出張調査団, 沖縄海洋博覧会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43388

内閣法制局（法令）

原議 米後電の件
 (回線番号) 1110 外務省電信 (分)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 暗 略 平	総第 30874 号
平	第 48 号	昭和 45.5.27 21 28
	大至急 至急 普通 LTF	送電係 (印)

大臣 政務次官 事務次官 外務副長官 外務副長官 官一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部長 (姓) 名 米北 / 起案 昭和 45 年 5 月 26 日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	---

前職名 官房總務参事官 官房書記官 人事課長	条約課長 法理課長
---------------------------------	--------------

大使 臨時代理大使
 在 沖繩 高瀬 総領事 代理 佐藤 大臣 発

電 報 在 那霸 岸 沖繩事務所 臨時代理大使 代理 あり

件名 法制局担当官等、現地調査

法制局は 対等条約、委嘱、米利、沖繩
 における、基本的法制の現状及び変遷の
 把握、現行法令の法形式及び他法令
 全般にわたる、概略的認識を得、
 目的の甚しき、下記 1. の担当官と

写
済

27 198
107

6月29日 日程に於き地、派遣村
 こと、477-92; 沖繩事務局とも
 協議の上、米琉関係方面との面会
 等し、なるべく新証ありたく、
 省利、条約課、丹波事務局と同行
 せしむ。委細公信。

1. 氏名
- | | |
|-------------|-------|
| 法制局 沖繩法制参事官 | 系光宗 |
| 同 参事官補 | 河合代悟 |
| 対等条約 参事官 | 棚所祥吉 |
| 同 参事官補 | 安谷屋哲一 |
| 外部省 事務局 | 丹波 史 |

2. 日程

6月 8日	那霸 着	JL 905
13日	〃 発	JL 906

上本、棚町、各谷屋両名は引續
 ぎ14日より16日赴石垣、宮古、赴き
 17日帰国の予定。本一行宿舎は
 沖縄事務局と通し用保済み。
 在十八、事向長に転送也。
 (7)

GB-3

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	総第 号
平	第 44 号	昭和 5 年 5 月 27 日 28
	大至急 (至急) 普通・LTF	発電係 (10)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 局長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (直) 名 米北1 起案 昭和5年5月27日 起案者 吉川 電断番号 KKS
--	-------------------------------	---

協議先

大使 臨時代理大使
在那霸 岩 沖繩事務局長 総領事 代理 佐藤 大臣 兼

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あり

件名 法制局担当官等現地調査

在沖繩高瀬大使和往電米北1知子子転電

27 199

110

(※印刷内は電報規則)

(昭和四二七七) 改正

GB-1

令渡事往電加ル



米北1 第 15 号

昭和45年5月28日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)

内閣法制局担当官等、現地調査に關し

引用公・電信
日付・番号

往電米北1第48号

冒頭往電にわけて通報した法制局等
担当官の沖縄現地調査要領等別添
送付す。なお、調査日程については、貴
代表と事前に打合せの上適宜調整打
合せ参考官に説明したことに注意す。

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

※印は文書番号

追って、本件調査目的等詳細につ

ては、別添調査要領に示した通り知
りたいた。貴使参考官等に補足説
明すれども次々とあり。

1. 調査の内容は、別添1の調査要領

の二に記載のとおりである。同項

の3の米軍占領後沖縄において施行

された全法令の~~系~~

号の入手に關しては、貴省より在京米

大使館に於て提供^{（資料）}が済んでおり、今

回の調査に多^{（三）}つて、^{（四）}及^{（五）}（四）の

主眼となす。米^{（米）}現地当局者との面

識を得ることも、現行法制更改

の手續、勅令発生の要件等につて説明

を要すことと目的とに記す。

GA-4

外務省

2. 従つて、米國民政府に對しては、

別添 2. の事前準備を希望する事

項に記載の資料につき可能な範囲

で準備を要請しお願ひいたす。準備

困難なものはついでに一行帰國後

整理し、外交経路を通じて改めて要

請を考へてあり、二頁に於ては

法制局とも打合せ済みにつき、参考

とす。

沖繩・北方対策庁

本信号送付先 沖繩事務局長

沖繩現地調査要領

四五、五一二
内閣法制局沖繩法制参事官

一 調査の目的

- (一) 沖繩における基本的法制の現況及び米国による占領開始後の基本的法制の変遷について把握すること。
- (二) 沖繩において現に施行されている法令の法形式その他法令全般についての概括的認識を得ること。
- (三) 沖繩の復帰に伴つて生ずることが予想される主要な法律問題についての概括的な認識を得ること。

二 調査の内容

- (一) 米国による占領開始後沖繩において施行された全法令（布告

内閣法制局

、布令等を含む。）について、その原本又は正確な写しの所在を確認するとともに、可能な限りその写しを入手する方を講ずること。

- (二) 沖繩の現行法令について、制定者、実施の立場にある者（司法、行政関係者）及び研究者（大学等の関係者）に面接し、その法形式別の所管事項の範囲、制定改廃の手續、効力発生の要件等について調査すること。その他の（一）の法令についても、可能な限り、同様の事項を調査すること。

- (三) 復帰のために、現地において法制面でどのような一体化の作業が進められており、又は今後進められる予定であるかについての概括的な調査を行なうこと。

- (四) 復帰の際の法的措置について困難な問題の生ずることが予想される事項についての概括的な調査を行なうこと。

- 三 調査の期間
昭和四十五年六月八日から十三日まで六日間
- 四 調査地域
那覇市を中心として若干の周辺地域
- 五 調査対象機関
 - 一 沖縄復帰準備委員会
 - 二 沖縄事務局
 - 三 琉球政府
 - 四 同立法院
 - 五 同高等裁判所
 - 六 琉球大学法文学部
 - 七 米国民政府

(主眼点として)

内閣法制局

系 長 兼 事務官
河合 兼 事務官補
棚町 兼 事務官 (中途より別行動 司法法務部(合席))
岩谷 兼 事務官補 ()

事前準備を希望する事項

一、米国民政府に対して

(一) 米國による占領後今日まで琉球諸島において施行された米側の布告、布令、指令、その他の琉球住民に対して法規として効力を有した一切の命令（既存の命令の一部を改正し又は廃止する命令を含む）について可能な限りのリストを作成願いたいこと。

(二) 一の諸命令について過去に作成されたその写し又はそれらの収録された法規集、制定経過、若しくは施行についての解説等で御恵写いただけるものがあるればこれを御準備願いたいこと。

(三) 一の諸命令についてそれぞれが法形式別の所管事項、制度、改廃手続、効力の発生要件等についての調査に役立ちと思われる資料で御恵写いただけるものがあるればこれを御準備願いたいこと。

内閣法制局

別紙

出張日程

(柔、河合)

六月八日(月)	〇八・五。羽田発 (日航九〇五便)
	一一・二。那覇着
	午後 沖縄事務局、復帰準備委員会と打合せ
六月九日(火)	午前 琉球政府法務司(局長との法務司の幹部との協議)
	午後 同司法制度室
六月十日(水)	午前 琉球政府総務司
	午後 米国民政府法務司
六月十一日(木)	午前 琉球政府高等裁判所
	午後 琉球政府立法院事務局
六月十二日(金)	午前 琉球大学法文学部
	午後 喜望峯コヤ、普天間方面の基地帯巡察 <small>(基地帯間の巡察はなし)</small>
六月十三日(土)	午前 沖縄事務局と打合せ
	一七・〇。那覇発 (日航九〇五便)
	一九・三。羽田着

内閣法制局

別紙一

出張日程 (棚町・安谷屋)

六月 八日 (月)

〇八・五〇 羽田 発 日航九〇五便

一一・二〇 那覇 着

午後 沖縄事務局、復帰準備委員会と事務打合せ

六月 九日 (火)

午前 琉球政府法務局 (局長その他法務局の幹部と協議)

午後 同局法制室

六月一〇日 (水)

午前 琉球政府総務局

午後 米国民政府法務局

六月一二日 (木)

午前 琉球政府高等裁判所

午後 琉球政府立法院事務局

六月一二日 (金)

午前 琉球政府法務局民事部

午後 同局刑事部

六月一三日 (土)

午前 琉球政府臨時土地調査庁

六月一四日 (日)

午後 琉球政府出入管理庁

午前 収集資料の整理、検討

一五・三五 那覇 発 (南西航空)

一七・〇〇 石垣 着

六月一五日 (月)

午前 琉球政府八重山支庁石垣市役所

一三・二五 石垣 発 (南西航空)

一三・五五 宮古 着

琉球政府宮古支庁宮古市役所

六月一六日 (火)

〇九・三〇 宮古 発 (南西航空)

一〇・二〇 那覇 着

琉球高等検察庁

午後 琉球政府警察局

午前 琉球政府警察局

午後 沖縄事務局との事務打合せ

一七・〇〇 那覇 発 日航九〇六便

一九・三〇 羽田 着

六月一七日 (水)

併任先の沖縄・北方対策庁における出張予定について

- 一 出張先 沖縄本島、宮古、八重山
- 二 出張期間 昭和四五年六月八日から同月一七日まで
- 三 出張者 沖縄・北方対策庁調整部併任参事官

として 棚町 神吉

同部参事官補佐 安谷屋 哲一

なお、内閣法制局沖縄法制室参事官（大蔵省出身）は
か一名と一部行動を共にする予定である。

四 出張の目的

- (一) 沖縄における司法・法務・警察関係の法令の制定・改廃の経
過に関する調査
- (二) 調整部司法・法務担当参事官の所掌事務に関し今後調査検討
を要すべき事項について、沖縄事務局との打合せ

(三) 右(二)の所掌事務に関して、琉球政府行政府、立法院、裁判所、

その他の諸機関等よりの意見の聴取

出張日程及び法制局の沖縄現地調査要領

別紙一及び二のとおり

条約局長 (北米一課長) 参事官 (安全保障課長) 条約課長 (法規課長)
 秘

内閣法制局の冲糧法制調査団の随行して(ト王)
 45.6.15
 条系中
 小官は、6月8日から同13日まで
 冲糧の法制調査のため訪冲して
 標記調査団(内閣法制局系参事官、
 同河合参事官補、対策方棚田参事官、
 同安谷屋参事官補)の随行してと
 3. 同調査団の琉球法務関係者

との会談、琉球法文部教授との会談
 米民政府法務関係者との会談等の中
 へ興味ある点もト王してもの何等
 御参考までに別添の通り。回覧致
 します。
 尚、本件調査に於ける系参事官の主
 たる調査項目は (イ) 米軍占領以
 来の冲糧に於ける施行された米側の
 全法令の所在の確認、(ロ) 同く
 是立法等冲糧側の立法して全法令
 の把握と所在の確認、(ハ) 復

帰のため、現地に於て法制度を如何に
なる一体化の作業が進められているか
の二つの概括的調査、(一) 大陸
領行政命令、布告、布告等の性格、
米本國法からみた法的位置の把握
(二) 復帰の際の法的措置の如何
困難な問題の生ずることが予想される
事項の二つの概括的な把握、
あるところから添付するは上記の中
(一) 及び(二)の二つをとりまとめ
の二つある。

琉政法務関係者との会議
の問題と之の出席

先方より

琉政法務局

上原民事部長

具志堅民事課長

久貝刑事部長

島尻法制室長

等

I 民事関係の出席問題

1. 戸籍

沖縄の民法(戸籍整備法)により

再生された沖縄の戸籍の効力を復帰

後認めるか否かという問題がある。

再生事業は本人、利害関係者の申告
を基準に行なわれ、現在でも精査され
ている。現在まで約14万戸籍が再生
されているが、もとの存るものが焼失
しているものも本来あるべきものの、
何%の存るのかは不明である。
(福岡法務局には現在約3万の沖繩
戸籍があるが、これは全部上記の
14万戸籍の中を反映している。)

2. 不動産登記

1951年より行なわれた土地所有権

の確認の復帰後の効力が問題とな
る。この確認~~行為~~^{行為}が行政的存もの
存のか、最終的存もの存のかにより色
々な問題も分かれる。土地の所有権
関係が不安定であることは復帰後大き
な問題となる。その一例として、
例えば、土地調査の結果軍用地
内でも今まで100坪しか所有していな
いことのある200坪の地主が実は500坪
の所有権を有していることが明らか
な存る場合、これは200坪の差400坪

いつき地付を要求するケースが考えらる。その内題の400坪いつき他の者が地付を没収した場合は当然不当利得その他の内題が生じる。

3. 取得時効

上記の内題とからん。時効による取得の内題がある。善意・無過失の占有による時効取得(10年, 民法162条2項) については1961年3月31日と1951年4月1日の所有権認定から10年いつきの。61年の民法で

民法162条2項の規定は当然の直適用いつき。といえるか。善意の占有(民法162条1項, 20年) についても未年3月31日 については時効取得が成立することいつきか。といえるか。

(この対し当然に。善意の占有の時効は善意の占有とみずき進行いつきのか否か。善意の占有いつき時効が適用いつきの。善意の占有いつき時効が進行するのは均衡を欠くの。は存いつき。そもそも時効の起算点

か 1951年4月1日以前に置かれたものはあかしの
の2は右にか 1951年4月1日以前
占有の2は何故 時効期間の算入
とあるのか etc の2は 権令問題
を提起して議論してか 明瞭な
説明は得ようかと。()
尚. 土地調査につき 先方より
1957年の土地調査法による土地
調査は今と3本年6月30日まで
の全琉面積の52%が完了する旨
説明があつた。(この点 上記の時効

の進行はこの土地調査の完了まで停
止するとしれば如何との意見を述
べたいと3. 本件土地調査は面積を
計るためのもの2 所有権を認定するもの
2は右にか5 時効の問題の解決とは
関係がある旨説明した。()

4. 補償問題

補償問題は 講和前補償 (講
和前補償として問題になるものの中
1961年6月30日までに解放された土地
は20%位の由。) 漁業補償等の

他. Foreign Claims Act によるものか

あるか. Foreign Claims Act の事業処

理は早くとも2ヶ月か3ヶ月. 未処理

のものか. 復讐后引き継がれる問題

が生じよう. 又. 一寸性格を異にする

か. 未払軍用地料 (現在約128万

トを琉球が保管, 保管期間10年

の後は米側に返還するといふ. いる,

その後でも資格ある地主は米側に未払

地料を請求できる.) に関する未処理

の事業も引き継がれるといふ. いる.

5. 軍用借賃の算定

沖縄側としては復讐后の軍用地

料か. 施設等の算定基準如何による

は低くなる=ともあるのではな..かと

心配している。(本土での算定基準は

周辺の土地の生産性が基準となる

いるか. 沖縄の場合は基準用地の

生産性は低いものしか残っている

と=ともある由.)

6. 基地の整理縮小

沖縄の地域開発計画の必要

あるとして現在15市町村が合計540

石坪の軍用地開放を米側に求め

る旨説明あり。

7. 外国人の土地取得規制

非琉球人の土地取得は現在は行政

庁の許可による行政となっている。復帰

後は外国人土地法によることとなり。

これは相互主義を条件とするのみであ

るが、沖縄中部以南には特に

外国人による土地取得を制限する

措置を考慮して貰うこと。(2)

理由として(1) 沖縄には外資が多い、

(2) 基地の密度が高い。を挙げた。

8. 黙認耕作地

現在黙認耕作地は約1900石坪

があるが、復帰後はこれを認めるか否か

は沖縄側にとり、これは一つの問題

である。

とりの問題

II 刑事関係の主要問題

1. 布令刑法

米政府側は、布令144号の刑法
(いわゆる布令刑法)は、米に相当
する民法がある。このことも、
この民法が、過去の11回の回、米側と
協定した結果、得られた。

2. 刑事裁判の効力

民裁判、民政府裁判、軍事裁判
を一律に処理するとはできない。民
裁判の中にも、布令、布告、
GA 6 外務省

民法違反のものは、又処理も異なる
のではない。

(尚、本件については、別途調査団
と会談して、^{平田}琉球高等裁判所首席判事
は、復帰の際沖縄の裁判の効力が
否定される位で、明らかならば、
適用は、と述べている。)

3. 善時制の制度の引き継ぎ

善時制は布令143号(廃止)で認めら
れた。このものは、"善時"を受刑者の
対して、1週間以内、または1日の場合、
GA 6 外務省

減刑する制度。布令143号から民法
に引き継がれており。復帰の時
の特典を委ねるものか70名位
いる。この制度を認めるか否か。

(以上の外、民事、刑事の事項に
ついての各種報告書から明らか
なものは略す。)

米民政府法務部長との会談
_同

6月10日 調査団は米民政府アイ
ゼンシュタイン法務部長と会談した。
_同
3. 当方の意向に対し同部長の述
べた要旨下記の通り。

1. 大統領行政命令の性格

(当方より、沖縄については(1)琉球
列島の管理に関する行政命令 米10713号、
(2) 航空輸送規則に関する行政命令

*11326号 の 2つがあるか 一体大
統領行政命令の性格は何か 上記
2つの行政命令はその内容が違つた
り違つたか 又は同じ概念とらえる
ことが出来るのか 否か 法律の委任
によるのか 憲法によるのか 又は
（等と置くのか 等を置くのか 対し。）
特に明確の記憶にないか
3軍の最高指揮官としての大統領の権
限によるのか 否か 憲法の1条か
2条によるのか 認めらるるのか 否か

大統領の行政命令を出す権限は最高
裁の判決でも認めらるる。航空
輸送に關する行政命令は連邦航空法
による 特別認めらるる権限の基つて
いる。大統領行政命令はその他閣僚
の等級を定めたり、国内的事項に關す
るものが殆んどあり 外國に關するも
のは少いと思ふ。大統領の権限
の中には、直接憲法の明文の規定
がなくとも、コモン・ロー、自然法
の考へ方から、直接憲法に禁止す

の存に限り持ち得るものかあると考へ
る。

2. 布告・布令の相違

沖繩には3つの法源がある。1つは
行政命令・布令・布告等、2つは
民法の系統に属するもの。3つ目は
旧日本法である。布令・布告は
*1に属し、その源も同じく
法的には同等のものと云ふ。とち
らを使うかは単に practice の問題
であり、最近では殆ど布令が使われ

いる。(布令・布告は沖繩に於ける特殊

なもの。一般に軍政府の使用に於

て形式を要するもの。米本国に於ても使用に

関するもの。等々の質問に對して)

沖繩の布告は今までの文藝館の刊

行に於てある。古くは1863年の

奴隷解放令がある。Safe driving

proclamation の如く必ずしも

法規性のあるものもある。しかし

関税率を定めるための proclamation

が使われてゐるものもあると思ふ。布令

は連邦政府は使用しないか。州レベル
とくに市レベルの法律は使われる
いる。

3. 沖縄に適用ある米本國法

(沖縄に適用ある法規範は前
記の 3 種類その他米本國法がある
のことは否か。との問に対し)

沖縄に適用ある米本國法としては
例として フォライズ法 (PL 86627),
Foreign Claims Act, 外国^船の乗員
に關する法律, Federal Employees'
GA 6 外務省

Compensation Act 等を挙げると
かまよ。

4. 大統領行政命令の違憲訴訟

(極めて academic な theoretical
な傾向であるとして、沖縄の大統領
行政命令が米國憲法の違ふといふ
として沖縄人が訴訟を提起する
と考へるか。と問ひのに対し。)

この問題は必ずしも theoretical
なものなく、過去の米國人が
米本土でこの問題を争つたことがある。
GA 6 外務省

沖繩人による訴訟を提起する=これは
「生存」と異なる。(理由は必ずしも
明白か、いかなるか。沖繩のいかなる
裁判所も、そのかゝる立憲の行政命令を
否定する=とを予想するが、如き事項には
管轄権を有しない。
との考えによるものと察せうである。)
米國憲法の保障する基本的人権の侵害
犯か、若し行政命令による訴訟
るとした場合、この行政命令の違憲
性については、米本土内におけるもの

は、沖繩人による訴訟によるものと考
える。この citizenship の裁判を受ける
権利の前提となる場合の
=この点からの検討は、差違がある。この
点で裁判を受ける権利を不当に剥
奪する場合の、外交保護権の問題
も生じらる。沖繩人による保護権
を行使するのは、今のところ施政権者
たる米國である。
5. 布告・布令の廃止
(布告・布令の中でのその廃止の

つき検討しているものがあるかとの問いに対し

し) 2) 主たるわけ布告・布令を廃止
 するとの政策は変えていない。5年前
 の較べ その数は半分以下に減っている。
 現在の布告・布令の中には容易に
 民法に置き代へるものがあるものがある、例としては

- 1) 布告8号 「土地所有権」
- 2) 布告19号 「英語センターの設立」
- 3) 布告22号 「西大東島の土地所有権
 について」
- 4) 民政布令50号 「琉球大学財団」

- 5) 民政布令85号 「金融機関の会計検査執行の責任」
- 6) 民政布令103号 「公務員金支払用委託
 金に關する布令」
- 7) 民政布令117号 「公道附近の建設工事」
- 8) 民政布令132号 「禁止土壌又は許可
 土壌とすべし不感行進及び集積
 行進並みの罰則」
- 9) 民政布令146号 「市町村非細分土地の
 登記について」
- 10) 民政布令171号 「土地の調査又は
 測量のため立ち入り権限」
- 11) 高弁布令10号 「銀行」
- 12) 高弁布令37号 「銀行、銀行」

業務及び信用供与」

13) 高弁布令46号 「1952年民法
「電気事業法」の改正」

(註)

后日、法制局系参事官は、

法の対し、法制局としては今後

冲縄返還を処理する上、大統

領命令の法的性格を把握し、
行政

おくことは是非とも必要であると考

へている、この意味をアセシユアル

の答は perfunctory であり不満

足らぬ、若し冲縄返還のため

大統領行政命令が、このように命令の

中にも極めて例外的なものであると

いふことが明らかなる場合、この問題は

は大統領行政命令の 兼帯性 の問題
冲縄の

とも密接な関係を持つべきと考

へている、このように冲縄の大統領

行政命令は法制局としても「すなわち

取組まざるを得ない」外務省と

しても是非研究しなくてはならないと

述へてゐる

琉球大学教授との会談(11)

6/12日(金)

先方より

新城 和彦(国際法)

幸地 成憲(民法)

石川 惠伸(民法、土地問題)

安次 富田 雄(民法)

伊志 鏡 惠 徹(憲法、行政)

各法文全部教授

大統領行政命令の性格、平和系

第3条の性格、土地借賃安定法、

土地所有権の時効取得の問題、溝口

前(土地復元)補償問題等について

の説明乃至議論が行なわれた

事務的では

特に目新しい収獲はなからぬ。

1. 大統領行政命令の性格

(新城教授) この行政命令は沖

繩住民に対する基本法とあるとある差

があるか。しかし、これはむしろ大統

領とその部下たる高等弁務官の下位の

命令であり、沖繩住民がこの行政命令

の結果有する権利義務は行政命令

により直接与えらるものらしく直接的

反射的のものとも概念するべき性格の

ものではないか。

(幸地教授) これはむしろ存考の方

の違がある。赤松教授(元琉大教授

元琉政副主席)は、この行政命令は

本来米國議會の諸法律という形に

出すべきものであり、これを議會の反対等

を以て存考から大統領が仕方なく

行政命令という形に出したものはな

か、と言っているか。しかし、これは

仕方なく行政命令と存考とをいふわけ

大統領の3軍の最高責任者という権限

から来ているものとみるべきである。たしか
の部下に対する命令という性格がある
か。直接被統治者の及ぶ^{と云}もの
の二は否か。

2. 平和条約第3条

(幸地教授) 高野東大教授は

(米側の沖繩を信託統治のま

意図が反く存し、従って) 事情変更

の原則から平和条約第3条は無効

であると言っているが、米國は

沖繩を信託統治のま意図は当初から

有する。第3条は占領を継続する法
的便宜として作られたものである。

(以下は諸々の報告書と重複する

の二省略)

